

議案第71号

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第28条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第32条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

この場合において、前項中「第19条第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「第20条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第9条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する従業員には、その人事評価及び勤務実績に応じて、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、勤勉手当を支給することができる。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当について準用する。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和2年小田原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「第

15条」の次に「、第16条」を加え、「、第22条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削り、同条第4項中「期末手当」を「勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提 出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国の非常勤職員に対する勤勉手当の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため提案するものであります。